

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等に対する意見の募集について</p>	<p>令和5年2月2日 刑 事 局</p>
----------------------------	---	---------------------------

1 概要

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第61号。以下「資金決済法等一部改正法」という。）及び「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第97号。以下「FATF勧告対応法」という。）の施行に向け、下位法令の整備を行うに当たり、意見公募手続を行うもの（金融庁において実施）。

2 下位法令の主な改正概要

(1) 資金決済法等一部改正法に伴う犯収法施行令の一部改正

- ア 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行に係る業務、電子決済手段等取引業に係る業務等を新たに特定業務として規定する。
- イ 前払式支払手段記録口座の開設を行うことを内容とする契約の締結、電子決済手段の交換等を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結等を新たに特定取引として規定する。
- ウ 電子決済手段の移転に係る通知義務の対象から除外する国又は地域について、通知義務を導入していない国又は地域として金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域とすることとする。

(2) FATF勧告対応法に伴う犯収法施行令の一部改正

暗号資産の移転に係る通知義務の対象から除外する国又は地域について、電子決済手段の移転に係る規定と同等に定める。

(3) 犯収法施行規則の一部改正

- ア 電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者が外国所在業者と提携契約を締結する際に当該外国所在業者に求められる基準及びそれを確認する手段について、外国所在為替取引業者に係る規定と同等に定める。
- イ 電子決済手段及び暗号資産の移転に係る顧客及び受取人に関する通知事項を定め、通知した事項等を記録作成・保存義務の対象とする。

3 今後の予定

意見公募手続：令和5年2月上旬開始
 施 行：令和5年6月1日

公安委員会	令和4年の犯罪情勢について	令和5年2月2日
説明資料No. 2	【 暫 定 値 】	長 官 官 房

1 情勢

- 平成14年をピークに減少を続けてきた刑法犯認知件数が前年比増加となり、その内訳を見ると、街頭犯罪及び重要犯罪が共に増加。
- 特殊詐欺については、認知件数が2年連続で増加し、被害総額は8年ぶりに前年を上回る。
- サイバー事案については、警察庁に報告されたランサムウェアによる被害件数が前年比で57.5%増加したほか、国家を背景に持つ集団によるサイバー攻撃が確認されている。
- 人身安全関連事案については、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数が過去最多に上る。
- 令和4年7月には、街頭演説中の安倍晋三元内閣総理大臣が銃撃を受け殺害されるという、国民に不安を与えるような重大事件が発生。
- 一般住宅等における強盗等事件が連続発生し、現在捜査中のところ、検挙された実行犯はSNS上の「闇バイト」に応募して犯行に加担したものとみられる。
- 警察庁が令和4年10月に実施したアンケート調査によると、「日本の治安が近年悪化した」旨の声が国民の間に相当数存在。
- 以上を踏まえれば、我が国の犯罪情勢は厳しい状況にある。

	令和4年	令和3年	増減数	増減率
刑法犯認知件数	601,389件	568,104件	+33,285件	+5.9%
うち街頭犯罪認知件数	201,619件	176,302件	+25,317件	+14.4%
重要犯罪認知件数	9,536件	8,821件	+715件	+8.1%
特殊詐欺認知件数	17,520件	14,498件	+3,022件	+20.8%
ランサムウェア被害報告件数	230件	146件	+84件	+57.5%
児童虐待の通告児童数	115,730人	108,059人	+7,671人	+7.1%

2 今後の取組

国民の安全・安心を確保するため、警察としては、上記1において述べた犯罪情勢を的確に踏まえて、効果的な対策を推進することに加え、今後、日本社会が大きく変容する中でも、警察が様々な課題に的確に対処できるよう、柔軟な組織運営を図るとともに、警察活動の効率化・高度化を図り、警察機能を最大限に発揮できる組織を確立し、国民の期待と信頼に応えていく。

公安委員会 説明資料NO. 3	法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会 における調査審議の状況について	令和5年2月2日 刑 事 局
--------------------	--------------------------------------	-------------------

1 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会における調査審議

(1) 経緯・調査審議状況

- 平成29年6月に成立・公布された刑法の一部を改正する法律（平成29年7月13日施行）の附則第9条において、この法律の施行後3年を目処として、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨が規定。
- 令和3年9月、法務大臣からの「性犯罪に対処するための法整備に関する諮問」（諮問第117号）について審議するため、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会が設置。
- 令和3年10月以降、諮問事項についての検討や有識者に対するヒアリングを実施。
- 特に、令和4年10月以降は、事務局試案について審議（これまでに計13回の会議が開催）。

(2) 諮問事項

第1 相手方の意思に反する性交等及びわいせつな行為に係る被害の実態に応じた適切な処罰を確保するための刑事実体法の整備

- 暴行・脅迫の要件、心神喪失・抗拒不能の要件の改正
- いわゆる性交同意年齢の引上げ 等

第2 性犯罪の被害の実態に応じた適切な公訴権行使を可能とするための刑事手続法の整備

- 公訴時効の見直し 等

第3 相手方の意思に反する性的姿態の撮影行為等に対する処罰を確保し、その画像等を確実に剥奪できるようにするための実体法及び手続法の整備

2 今後の予定

- 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会において、要綱（骨子）案を審議予定。